

# 阿武隈急行マイレールボランティア駅長

## (愛称「マイボ駅長」) 設置要綱

平成20年6月4日 作成

平成23年9月1日 一部改正(第2条、第3条)

### (主旨)

第1条 阿武隈急行沿線地域の皆様に、阿武隈急行を永く快適にご利用いただくとともに、不案内な旅行者への情報提供による良い思い出作りのため、無人駅にマイレールボランティア駅長(以下「マイボ駅長」という)を置く。

### (配置人員)

第2条 阿武隈急行線の無人駅である、福島県側11駅、宮城県側6駅に、原則としてそれぞれ1名を配置する。

### (配置期間)

第3条 配置期間は1年とし、更新できるものとする。

### (職務)

第4条 マイボ駅長の職務は、次のとおりとする。

- ① 1日1回以上駅構内等の点検に関する事
- ② 駅構内の美観維持等に関する事
- ③ 緊急案件の報告・連絡に関する事
- ④ 防犯に関する通報等に関する事

### (報酬)

第5条 マイボ駅長の報酬は、無給とする。

### (保険等)

第6条 マイボ駅長には、当社負担によるボランティア保険に加入させるとともに、帽子、チョッキなどを貸与し、マイボ駅長は業務中これを着用する。

(身分の証明)

第7条 マイボ駅長には、辞令を交付するとともに、顔写真付きの身分証を発行し、これを提示することにより、阿武隈急行線利用料金を免除する。

(マイボ駅長の選考)

第8条 対象者は、年齢、性別を問わず、担当する無人駅近隣在住者で、1日1回以上駅構内等の巡回が可能であり、地元情勢に詳しい方であって、地元自治体の意見を聴取して会社で選考する。

(研修)

第9条 マイボ駅長は、駅長業務に勤務するまでの間に、業務研修を受講する。

(業務報告)

第10条 マイボ駅長は、毎日の活動状況を記録し、前1か月分をまとめて翌月15日まで会社に提出する。

(法令等の遵守)

第11条 マイボ駅長は、法令等を遵守しなければならない。マイボ駅長としてふさわしくない行為等があった場合は、罷免することができる。

(マイボ駅長配置の表示)

第12条 マイボ駅長を配置した無人駅には、マイボ駅長が配置されている旨の表示をする。

(定めのない事項)

第13条 この要綱に定めのない事項は、その都度別に定めることができる。

(附則)

この要綱は、平成23年 9月 1日から施行する